

徳島県告示第七十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和五年三月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
医療法人すこやか	徳島市大原町千代ヶ丸山三〇番二〇	大原デイサービスセンター	徳島市大原町東千代ヶ丸一九番地の五二 四階	通所介護	令和四年十二月二十六日	令和五年一月三十一日
三和メディカル有限公司	同 北佐古二番町一番三三三	三和メディカル有限公司	同 北佐古二番町一番三三三	特定福祉用具販売	同 二十日	同 二十日